○香取市建設工事施工能力評価型総合評価方式実施要領

平成28年１月20日告示第１号

改正

平成29年３月31日告示第80号
平成29年５月11日告示第89号
平成30年３月28日告示第42号
令和元年６月４日告示第８号
令和２年２月28日告示第17号
令和３年３月24日告示第31号
令和３年12月17日告示第165号
令和４年３月30日告示第85号
令和４年12月１日告示第179号
令和５年３月20日告示第35号
令和５年３月30日告示第76号

香取市建設工事施工能力評価型総合評価方式実施要領

（趣旨）

第１条　この告示は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の２第１項及び第２項の規定により落札者を決定する方式のうち、入札価格及び施工能力を総合的に評価して落札者を決定する型式による一般競争入札（以下「施工能力評価型総合評価方式」という。）の実施に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（総合評価方式の型式）

第２条　この告示による施工能力評価型総合評価方式の型式は、当該工事の難易度等に応じて国土交通省が分類する特別簡易型、簡易型、標準型及び高度技術提案型のうち、特別簡易型によるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、特別簡易型以外の型式を採用することができる。この場合において、入札の実施方法その他必要な事項は、別に定めるものとする。

（定義）

第３条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　契約担当部長　総合政策部長をいう。

（２）　工事施工担当部長　工事の施工を担当する部の長をいう。

（３）　工事担当課長　工事の施工を担当する課等の長をいう。

（４）　暫定技術評価点　落札候補者を決定するため、暫定的に確定した当該入札参加者の技術評価点をいう。

（５）　暫定評価点合計　暫定技術評価点及び当該入札参加者の入札価格に基づき算定した価格評価点との和をいう。

（６）　低入札価格調査　令第167条の10の２第２項の規定により、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するために実施する調査をいう。

（７）　調査基準価格　香取市財務規則（平成18年香取市規則第48号。以下「規則」という。）第109条第１項の規定により設定する低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。

（８）　失格基準価格　規則第109条第２項の規定により設定する入札価格を失格とする基準となる価格をいう。

（９）　次順位者　第15条第１項各号のいずれにも該当し、落札者候補者の次に暫定評価点合計の高い者をいう。

（対象工事）

第４条　施工能力評価型総合評価方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、原則として設計金額が5,000万円以上の工事のうち、入札価格及び施工能力を一体として評価することが適当と認められる工事とする。

２　市長は、対象工事を決定するときは、香取市建設工事等指名業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）の意見を聴くものとする。

（執行方法）

第５条　施工能力評価型総合評価方式は、規則第100条第１項ただし書に規定する入札参加資格の確認審査を入札（開札）後に行う入札方式によるものとする。

２　施工能力評価型総合評価方式は、技術的要件の評価の確定を入札（開札）後に行うものとする。

３　施工能力評価型総合評価方式は、ちば電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）を利用した規則第101条第１項に規定する電子入札により行う。

（落札者決定基準案の作成）

第６条　契約担当部長は、工事担当課長と協議のうえ、別表に掲げる評価項目及び評価基準（施工能力評価型総合評価方式）を標準として落札者決定基準案を作成し、香取市総合評価技術審査会（以下「技術審査会」という。）の審査に付すものとする。

（学識経験を有する者の意見の聴取）

第７条　市長は、令第167条の10の２第４項の規定により、落札者決定基準を定めようとするときに学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴くときは、２人以上の者の意見を聴かなければならない。

２　市長は、前項の規定による学識経験者の意見の聴取において、併せて、令第167条の10の２第５項の規定により、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。

３　前項の場合において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者から意見を聴かなければならない。

４　前各項に規定する学識経験者の意見の聴取は、香取市建設工事総合評価委員設置要綱（平成28年香取市告示第６号）に基づき行うものとする。

（落札者決定基準及び資格要件の審査）

第８条　市長は、令第167条の10の２第３項の規定により落札者決定基準を定めるときは、選定審査会の意見を聴くものとする。

２　施工能力評価型総合評価方式における入札参加者の資格要件の決定等については、香取市建設工事に係る一般競争入札（事後審査型）実施要領（平成25年香取市告示第27号。以下「一般競争入札（事後審査型）実施要領」という。）第４条から第６条までの規定を準用する。ただし、選定審査会に提出する参加資格要件等設定資料については、別記第１号様式によるものとする。

（入札公告等）

第９条　市長は、施工能力評価型総合評価方式を実施するときは、令第167条の６及び規則第101条の規定により、別記第２号様式に準じて、電子調達システムにより当該入札の公告を行うものとする。この場合において、規則第101条第２項及び第３項に規定するもののほか、次に掲げる事項を公告しなければならない。

（１）　技術的要件として施工能力を評価する項目（以下「評価項目」という。）及び評価項目の内容

（２）　評価項目ごとの評価基準及び欠格事項

（３）　落札候補者及び落札者の決定方法

（４）　総合評価の方法

（５）　入札参加者に提出を求める技術的要件に関する資料（以下「技術資料」という。）の内容、提出方法及び提出期間

（６）　落札候補者に提出を求める技術資料に記載された事項を確認するための資料（以下「総合評価確認資料」という。）の内容及び提出方法

（７）　提出された技術資料及び総合評価確認資料の内容について、市長が必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴き取りを行う旨

（８）　香取市予定価格の事前公表に関する要領（平成18年香取市告示第８号）第３条第１号、第２号及び第４号に規定する事項

（９）　低入札価格調査に関する事項

(10)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

（設計図書等の縦覧及び貸出し）
第10条　市長は、公告日以降速やかに、当該工事に係る契約書案、入札約款、設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）について、原則として電子調達システムにより縦覧を行うものとする。
２　設計図書等の電子調達システムによる縦覧が困難な場合は、公告日以降、入札参加希望者に他の方法により縦覧又は貸出しするものとする。
（入札参加申請及び入札保証金）
第11条　施工能力評価型総合評価方式に参加しようとする者については、入札前の入札参加申請書類の提出及び入札保証金の納入は要しないものとする。
（入札の執行）
第12条　入札書受付締切予定日時までに提出された入札書が１通の場合でも、当該入札は執行するものとする。
（技術資料の提出）
第13条　入札参加者は、価格及び技術的要件をもって入札するものとし、技術資料は、入札公告に定められた期日までに電子調達システムにより提出するものとする。
２　技術資料の提出期限後においては、提出された技術資料の訂正、差替え及び再提出を認めないものとする。ただし、提出された技術資料の内容について入札参加者に対して聴き取りを行ったときは、この限りではない。
３　第１項の規定により提出する技術資料は次のとおりとする。ただし、次の第３号から第５号までの技術資料のうち、当該入札参加者に該当する内容がない技術資料については、記載及び提出の必要はないものとする。
（１）　総合評価方式における技術資料提出書（別記第３号様式）
（２）　技術資料自己評価書（別記第４号様式。以下「自己評価書」という。）
（３）　企業の施工能力（別記第５号様式）
（４）　配置予定技術者の施工能力（別記第６号様式）
（５）　企業の地域精通度・地域貢献度・社会性（別記第７号様式）
４　前各項の規定による技術資料の提出のない入札は、無効とする。
５　自己評価書の自己評価点の合計欄に数値を記載しなかった者のした入札は、無効とする。
（総合評価の方法）
第14条　施工能力評価型総合評価方式の評価の方法は、次に掲げるとおりとする。
（１）　入札価格に基づいて算定した価格評価点及び技術的要件の評価による技術評価点との和（以下「評価点合計」という。）によるものとする。
（２）　価格評価点及び技術評価点の配点は、原則として価格評価点が80点、技術評価点が20点とする。
２　価格評価点は、入札参加者が提出した入札価格に基づいて次の算定式により小数点以下第３位を切捨てして算定する。
価格評価点＝80点（価格評価点の配点）×最低入札価格／入札価格
（落札候補者の決定方法）
第15条　契約担当部長は、開札後、落札決定を保留し、次に掲げる要件のいずれにも該当する入札参加者について、次項及び第３項の規定による暫定技術評価点の確定及び前条第２項の規定による価格評価点の算定を行い、当該暫定技術評価点及び価格評価点を合計した暫定評価点合計の最も高い者を落札候補者とするものとする。
（１）　入札が無効でないこと。
（２）　入札価格が予定価格を超えていないこと。
（３）　入札価格が失格基準価格を下回っていないこと。
２　契約担当部長は、前項各号に掲げる要件のいずれにも該当する全ての入札参加者について、自己評価書の自己評価点の合計欄に記載のある数値を真実の数値であると仮定して暫定技術評価点として確定するものとする。
３　前項の規定にかかわらず、契約担当部長は、自己評価書の各評価項目（評価細目）に係る自己評価点が、提出された技術資料の内容と明らかに一致しない場合又は評価方法に明白な錯誤がある場

合は、当該評価項目（評価細目）に係る自己評価点及び自己評価点の合計欄の点数を訂正することにより、暫定技術評価点を訂正して確定することができるものとする。

４　契約担当部長は、提出された技術資料の疑義等に関し、入札参加者に対して聴き取りを行うことができるものとする。

５　暫定評価点合計の最も高い者が２人以上あるときは、その複数の者を落札候補者とするものとする。

６　第１項又は前項の規定により落札候補者を決定したときは、当該落札候補者に落札候補者決定通知書（別記第８号様式）により通知するものとする。

（資格確認資料及び総合評価確認資料の提出）

第16条　前条第６項の規定により通知を受けた落札候補者は、市が指定した期日までに施工能力評価型総合評価方式参加資格確認申請書（別記第９号様式）及び入札参加者の資格確認に必要な書類（以下「資格確認資料」という。）並びに総合評価確認資料（総合評価確認資料提出書（別記第10号様式）を含む。以下同じ。）を持参により契約担当部長に提出しなければならない。ただし、契約担当部長が特別な事情があると認めた場合は、市が指定した期日を延期することができるものとする。

２　前項の規定による資格確認資料及び総合評価確認資料の提出のない者の入札は、無効とする。

（入札参加資格の確認審査）

第17条　契約担当部長は、提出された資格確認資料に基づき、施工能力評価型総合評価方式参加資格確認書（別記第11号様式）を作成しなければならない。

２　契約担当部長は、工事施工担当部長の意見を聴いて、資格の有無について確認審査を行うものとする。

３　契約担当部長は、落札候補者に入札参加資格があると認めた場合は、次条の規定による当該落札候補者に係る技術資料及び総合評価確認資料の審査並びに技術的要件の評価を行うため、技術審査会を招集するものとする。

４　契約担当部長は、落札候補者に入札参加資格がないと認めた場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、施工能力評価型総合評価方式参加資格確認結果通知書（別記第12号様式）により当該落札候補者へ通知するものとする。

５　前条第２項又は前項の規定により落札候補者の全ての者の入札が無効となった場合は、次順位者を新たな落札候補者とし、同様に手続を行うものとする。この場合において、新たに落札候補者となった全ての者の入札が前条第２項又は前項の規定により無効となったときは、入札参加資格を有する者が確認されるまで同様に手続を行うものとする。

６　資格の有無の確認は、公告した申請期限日を基準日として行うものとする。

７　落札者が決定したときは、既に入札参加資格の確認審査を行った者を除き、他の入札参加者に対する入札参加資格の確認審査は行わないものとする。

８　第４項の規定により入札参加資格がないと認められた者が理由説明を求める場合は、一般競争入札（事後審査型）実施要領第14条の規定を準用するものとする。

（技術資料及び総合評価確認資料の審査並びに技術的要件の評価）

第18条　技術資料及び総合評価確認資料の審査並びに技術的要件の評価は、技術審査会において行うものとする。

２　審査及び評価を行った後の技術評価点の上限は、落札候補者の決定の根拠となった暫定技術評価点を上限とする。

３　契約担当部長は、提出された技術資料及び総合評価確認資料に疑義がある場合は、当該技術資料及び総合評価確認資料を提出した落札候補者に対し聴き取りを行うことができるものとする。

４　契約担当部長は、前項の規定により落札候補者に対する聴き取りを行った場合は、その結果を技術審査会に報告するものとする。

５　第１項の規定による審査及び評価により確定した当該落札候補者に係る技術評価点及び価格評価点を合計した評価点合計（２人以上の落札候補者がいる場合は、最も高い評価点合計）が、次順位者の暫定評価点合計よりも低くなった場合又は等しい点数（同点）となった場合は、次順位者を新たな落札候補者とし、同様に手続を行うものとする。

６　前項の規定による新たな落札候補者に係る同様の手続は、落札候補者となった者の確定した評価点合計のうち、最も高い評価点合計が、落札候補者となった者以外の入札参加者に係る暫定評価点合計を上回るまで同様に手続を行うものとする。
７　契約担当部長は、技術審査会の審査及び評価の結果により、評価点合計の最も高い者を確認するものとする。

（調査基準価格及び失格基準価格の設定）

第19条　市長は、施工能力評価型総合評価方式を実施するときは、香取市建設工事低入札価格調査実施要領（平成28年香取市告示第７号。以下「低入札価格調査要領」という。）第４条及び第６条の規定により調査基準価格及び失格基準価格を設定するものとする。

（低入札価格調査の実施）

第20条　落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、低入札価格調査要領に基づき、低入札価格調査を行うものとする。

（失格となる入札）

第21条　次の各号いずれかに該当する入札は、失格とする。
（１）　失格基準価格を下回る価格の入札
（２）　低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた入札

（落札者の決定）

第22条　契約担当部長は、落札候補者が、入札参加資格があると認められ、かつ、評価点合計の最も高い者であると認められた場合において、当該落札候補者の入札価格が調査基準価格以上であるとき又は第20条の規定による低入札価格調査の結果、当該落札候補者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められたときは、落札者として決定し、電子調達システムにより入札参加者全てに通知する。ただし、当該落札者となるべき要件を満たす者が２人以上あるときは、電子調達システムにより電子くじを実施して、落札者を決定するものとする。
２　契約担当部長は、第20条の規定による低入札価格調査の結果、落札候補者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたときは、当該落札候補者を落札者としないものとし、当該落札候補者のした入札を失格とする。この場合において、２人以上の落札候補者がいるときを除き、次順位者を新たな落札候補者として、同様の手続を行うものとする。
３　前項の場合において、新たな落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、第20条の規定により低入札価格調査を実施するものとする。
４　第１項の規定により落札者を決定するときは、落札候補者となった者以外の入札参加者については、第15条第１項から第４項までの規定により確定した暫定技術評価点及び暫定評価点合計を当該入札参加者の技術評価点及び評価点合計として確定する。

（資格確認資料並びに技術資料及び総合評価確認資料の取扱い）

第23条　市長は、資格確認資料並びに技術資料及び総合評価確認資料（以下「資格及び評価確認資料」という。）を入札参加者の資格の審査及び技術的要件の評価の目的以外に利用してはならない。ただし、資格及び評価確認資料を提出した者が当該目的以外の利用について承諾したときは、この限りではない。
２　市長は、入札参加者から提出された資格及び評価確認資料は、公表しないものとする。
３　資格及び評価確認資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された資格及び評価確認資料は返却しないものとする。

（入札結果の公表）

第24条　施工能力評価型総合評価方式により落札者を決定したときは、香取市入札結果等の公表に関する事務取扱要綱（平成18年香取市告示第115号）第２条及び第３条の規定により公表するものとする。

（技術的要件の評価理由の説明）

第25条　入札参加者は、前条の規定により公表した日から７日（香取市の休日を定める条例（平成18年香取市条例第５号）第１条に規定する日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内に、当該入札参加者における技術的要件の評価の理由について、書面をもって市長に説明を求めることができる。

２　市長は、前項の説明を求められた日から７日（市の休日を除く。）以内に、前項の説明を求めた者に対して書面をもって回答するものとする。

（その他）

第26条　この告示に定めるもののほか、施工能力評価型総合評価方式の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（平成29年３月31日告示第80号）

この告示は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成29年５月11日告示第89号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（平成30年３月28日告示第42号）

この告示は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和元年６月４日告示第８号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（令和２年２月28日告示第17号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月24日告示第31号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年12月17日告示第165号）

この告示は、令和４年１月１日から施行する。

附　則（令和４年３月30日告示第85号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年12月１日告示第179号）

この告示は、公示の日から施行し、令和４年12月１日以降に公告する入札から適用する。

附　則（令和５年３月20日告示第35号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月30日告示第76号）

この告示は、令和５年４月１日から施行し、同日以降に公告する入札から適用する。

別表（第６条）

別表（第６条）

評価項目及び評価基準（施工能力評価型総合評価方式）

区分	評価項目	評価細目	配点及び評価基準		
			配点	細目配点	評　価　基　準
企業の技術力	企業の施工能力	**①同種工事の施工実績** 過去 10 年間に引渡しの済んだ同種工事（公共工事）の施工実績	7	2	発注者が国・県等の実績（2 点）
					発注者が市町村等の実績（1 点）
					なし（0 点）
		②工事成績 香取市発注工事における過去２箇年度の本工事と同一工種での工事成績の平均点		4 ～ -2	８０点以上（4 点）
					７５点以上８０点未満（3 点）
					７０点以上７５点未満（2 点）
					６５点以上７０点未満（1 点）
					６５点未満（-2 点）
					成績なし（0 点）
		③指名停止等 香取市発注工事における過去２箇年以内の指名停止又は入札参加除外措置（工事以外に係る措置を含む。）		0 ～ -4	なし（0 点）
					指名停止期間又は入札参加除外措置期間６箇月以内（-2 点）
					指名停止期間又は入札参加除外措置期間が６箇月を超える期間（-4 点）
		④ISO 認証 ISO9001 又は ISO14001 の認証取得状況		1	取得あり（1 点）
					取得なし（0 点）
	配置予定技術者の施工能力	**⑤主任（監理）技術者資格** 配置予定技術者の資格の取得状況	6	2	一級土木施工管理技士等又は技術士(2 点)
					上記以外の土木施工等に係る資格（0 点）
		⑥配置予定技術者の施工経験 過去 10 年間に引渡しの済んだ同種工事の施工実績		2	発注者が国・県等の実績（2 点）
					発注者が市町村等の実績（1 点）
					実績なし（0 点）
		⑦配置予定技術者の工事成績 香取市発注工事における過去５箇年度の本工事と同種工事での工事成績		1	80 点以上あり（1 点）
					80 点以上なし（0 点）
		⑧若手技術者・女性技術者の配置 若手技術者又は女性技術者を当該工事における主任技術者等に配置		1	配置予定あり（1 点）
					配置予定なし（0 点）
企業の信頼性・社会性	地域精通度・地域貢献度	**⑨市内施工実績** 過去５年間に引渡しの済んだ香取市内における公共工事の施工実績	7	2	実績あり（2 点）
					実績なし（0 点）
		⑩緊急時の施工体制 香取市内に建設業法に基づく本店又は営業所の有無		2	本店あり（2 点）
					営業所あり（1 点）
					なし（0 点）
		⑪災害協定及び災害活動実績 香取市との災害協定等の締結（所属団体による締結を含む。）の有無及び過去２年間の当該災害協定等に基づく災害対応の活動実績の有無		2	締結及び活動実績あり（2 点）
					締結はあるが活動実績なし（1 点）
					締結なし（0 点）
	社会性	**⑫安全衛生及び社会福祉等** 過去２年間の企業の安全衛生及び社会福祉等に関する取組状況		1	全項目該当（1 点）
					４項目該当（0.8 点）
					３項目該当（0.6 点）
					２項目該当（0.4 点）
					１項目該当（0.2 点）
					該当なし（0 点）
合計			20		

別　記

第１号様式（第８条第２項）

別　記

第１号様式（第８条第２項）

施工能力評価型総合評価方式参加資格要件等設定資料

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">年　月　日</td><td>工事施工担当部長</td><td colspan="2">㊞</td></tr>
<tr><td>審査会開催日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>工事箇所</td><td colspan="2"></td><td>執行伺
決裁年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>工事名</td><td colspan="2"></td><td>工　種</td><td></td></tr>
<tr><td>設計金額</td><td colspan="2">円</td><td>工　期</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>公告予定日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>入札執行予定日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">工事概要</td><td>工事目的</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>規模等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>構造形式</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>工　法</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">主要資材</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">資格要件</td><td colspan="3">1
2
3
4
5</td></tr>
<tr><td colspan="2">資格要件設定の理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">見込対象業者数</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">資料作成説明会・現場説明会の有無</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">添付図面書類等</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

第２号様式（第９条）

第２号様式（第９条）

工事の一般競争入札（施工能力評価型総合評価方式）の実施について

地方自治法第234条第１項の規定により、一般競争入札（施工能力評価型総合評価方式）を次のとおり実施する。

年　　月　　日

香取市長　　㊞

１　一般競争入札に付する事項
（１）　工事名
（２）　工事箇所
（３）　工期
（４）　工事の概要
（５）　主要資材
（６）　予定価格
（７）　調査基準価格
（８）　失格基準価格
（９）　前払金
(10)　部分払
(11)　入札方法
２　入札参加者に必要な資格に関する事項
３　総合評価に関する事項
（１）　総合評価の方法
（２）　価格以外の評価点の算定方法
３　入札
（１）　入札書提出期間
（２）　入札書提出方法
（３）　見積内訳書の提出
（４）　入札回数
（５）　入札書に記載する金額
（６）　入札の執行
４　技術資料の提出
（１）　技術資料提出期間
（２）　技術資料提出方法
（３）　技術資料の様式
５　入札保証金
６　開札
（１）　開札日時
（２）　開札方法
（３）　落札候補者の決定方法
６　入札の無効
７　入札の失格
８　入札参加資格の確認等

9　総合評価確認資料の提出等
10　技術的要件の評価
11　低入札価格調査に関する事項
12　落札者の決定方法
13　落札決定通知
14　技術者の配置に関する事項
15　契約条項等を示す場所等
16　契約保証金
17　契約締結時期
18　その他
19　問い合わせ先

第３号様式（第13条第３項第１号）

第３号様式（第13条第３項第１号）

総合評価方式における技術資料提出書

年　　月　　日

香取市長　　様

住 所 又 は 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者(受任者)職氏名

総合評価方式における技術資料の提出について

このことについて、下記工事の技術評価点を算定するための技術資料を、別添のとおり提出します。

なお、技術資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　公告年月日　：

２　工　事　名　：

３　工 事 箇 所　：

４　技術資料記載責任者・連絡者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿　―　　―＿＿＿＿＿　FAX 番号＿＿＿　―　　―＿＿＿＿＿
e-mail　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５　提出する技術資料

技術資料名（様式名）	提出資料
総合評価方式における技術資料提出書（第３号様式）	
技術資料自己評価書（第４号様式）	
企業の施工能力（第５号様式）	
配置予定技術者の施工能力（第６号様式）	
企業の地域精通度・地域貢献度・社会性（第７号様式）	

注）記載して提出する資料に○を記入する。

第４号様式（第13条第３項第２号）

第４号様式（第13条第３項第２号）

技術資料自己評価書

工　事　名　：

工 事 箇 所　：

商号又は名称　：

評価項目	評価細目	配点	評　価　基　準	自己評価点	評価結果（市記入欄）
企業の施工能力	①同種工事の施工実績				
	②工事成績				
	③指名停止等				
	④ISO 認証				
配置予定技術者の施工能力	⑤主任（監理）技術者資格				
	⑥配置予定技術者の施工経験				
	⑦配置予定技術者の工事成績				
	⑧若手技術者・女性技術者の配置				
企業の地域精通度・地域貢献度	⑨市内施工実績				
	⑩緊急時の施工体制				
	⑪災害協定及び災害活動実績				
企業の社会性	⑫安全衛生及び社会福祉等				
技術評価点配点合計			自己評価点合計		

注意事項

第５号様式（第13条第３項第３号）

第５号様式（第 13 条第３項第３号）

企業の施工能力

（同種工事の施工実績・工事成績・ISO 認証）

工　事　名　：

工 事 箇 所　：

商号又は名称　：

①同種工事の施工実績（公共工事の実績）

同種工事概要等	発注者名	
	工事名	
	工事箇所	
	請負金額	円（　　円）
	工期	年　月　日 ～　　年　月　日
	受注形態	
	工事概要	
	CORINS 登録の有無	有（CORINS 登録番号）　　無

注意事項

②工事成績　市において確認する。

③指名停止等　市において確認する。

④ISO 認証（ＩＳＯ９００１又はＩＳＯ１４００１の認証取得状況）

ISO9001 又は ISO14001 認証取得取得状況	取得の有無	有　・　無

注意事項

第６号様式（第13条第３項第４号）

第６号様式（第 13 条第３項第４号）

配置予定技術者の施工能力

（配置予定技術者の施工経験・工事成績）

工　事　名　：

工 事 箇 所　：

商号又は名称　：

⑤主任（監理）技術者資格

⑥配置予定技術者の施工経験（同種公共工事の施工経験）

区　分	主任技術者 監理技術者	ふりがな 氏名		年齢	歳
監理技術者資格者証番号		取得年月日	年　月　日		
監理技術者講習終了証番号		終了年月日	年　月　日		
そ の 他 の 資 格	（資格の名称）	取得年月日	年　月　日		

配置予定技術者の施工経験	発 注 者 名			
	工　事　名			
	工 事 箇 所			
	請 負 金 額	円（　　円）		
	工　　期	年　月　日 ～　　年　月　日		
	所 属 会 社		建設業許可番号	
	従 事 役 職			
	受 注 形 態			
	工 事 概 要			
	CORINS 登録の有無	有（CORINS 登録番号）　　無		

注意事項

⑦配置予定技術者の工事成績（香取市発注工事の成績評定）

同種工事における 80 点以上の工事成績の有無 （有の場合は、下記に工事概要を記載すること）	有　・　無

工事名	工事箇所	工期	CORINS 登録番号	工事成績 評定点	備考

注意事項

⑧若手技術者・女性技術者の配置

若手技術者・女性技術者を当該工事における主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐に配置する予定の有無	有　・　無

注意事項

第７号様式（第13条第３項第５号）

第７号様式（第13条第３項第５号）

企業の地域精通度・地域貢献度・社会性

工　事　名　：
工 事 箇 所　：
商号又は名称　：

⑨市内施工実績

市内施工実績概要等	発注者名	
	工事名	
	工事箇所	
	請負金額	円（　　円）
	工期	年　月　日～　　年　月　日
	受注形態	
	工事概要	
	CORINS 登録の有無	有（CORINS 登録番号）　　無

注意事項

⑩緊急時の施工体制

香取市内に建設業法に基づく本店又は営業所の有無	本店有　・　営業所有　・　無

注意事項

⑪災害協定及び災害活動実績）

災害協定及び活動実績等概要	市と締結した災害協定等の有無	有　・　無
	災害協定等の名称	
	災害協定等の締結者	
	災害協定等の締結日	年　月　日 （所属団体構成員となった日：　年　月　日）
	災害協定等に基づく災害対応の活動実績の有無	有　・　無 （活動期間：　年　月　日～　年　月　日）
	協力要請担当部課	市担当部課等：
	災害の状況等	
	災害対応等の内容	

注意事項

⑫安全衛生及び社会福祉等

建設業労働災害防止協会への加入	有　・　無
市管理施設における地域美化活動のボランティア実績	有　・　無
市内在住の障がい者雇用実績	有　・　無
市内在住の高齢者雇用実績	有　・　無
市内在住の女性雇用実績	有　・　無

注意事項

第８号様式（第15条第６項）

第８号様式（第15条第６項）

第　　号
年　　月　　日

（商号又は名称）　　様

香取市長　　㊞

落札候補者決定通知書

あなた（貴社）が下記案件について、落札候補者となったので、通知します。
資格確認及び技術的要件の評価に必要なため、入札参加資格確認資料及び総合評価確認資料の提出を求めます。

記

1　公告年月日

2　工事名

3　工事箇所

4　入札参加資格確認資料

5　総合評価確認資料

6　提出期間

7　提出場所

8　提出方法

9　提出部数

第９号様式（第16条第１項）

第９号様式（第16条第１項）

施工能力評価型総合評価方式参加資格確認申請書

年　　月　　日

香取市長　　様

住 所 又 は 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者(受任者)職氏名

施工能力評価型総合評価方式参加資格確認申請書の提出について

施工能力評価型総合評価方式の落札候補者となったので、参加資格について確認されたく、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。
なお、地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと及び申請書類の内容について事実に相違ないことを誓約します。

記

１　公告年月日
２　工　事　名
３　工 事 箇 所
４　入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　電話番号＿＿＿　―　―＿＿＿＿　　FAX番号＿＿＿　―　―＿＿＿＿
　e-mail　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
５　資格確認申請項目

（1）　発注工種に係る　　年度経営事項審査総合評定値			
（2）　本店又は建設業法に基づく許可を得た営業所所在地（　　）			
（3）　配 置 予 定 の 技 術 者 氏 名			
生年月日（年齢）		住　所 電　話	―　　―
法令による免許、公告した資格のみ取得年及び登録番号を記載すること。			
（4）　同種工事の施工実績			
工事名称等	工　事　名		
	発注機関名		
	施 工 箇 所		
	契 約 金 額		
	工　　期		
工事概要等	規　模　等		
	構 造 形 式		
	工　　法		
	技　術　的 特 記 事 項		

留意事項

証明資料

次の資料を添付すること。

（1）

（2）

（3）

（4）

（5）

（6）

申請書類・添付書類確認項目表（必ず確認して提出すること）

項　　目	確　認　欄
（1）	
（2）	
（3）	
（4）	
（5）	
（6）	

第10号様式（第16条第１項）

第10号様式（第16条第１項）

総合評価確認資料提出書

年　　月　　日

香取市長　　様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者(受任者)職氏名

施工能力評価型総合評価方式に係る総合評価確認資料の提出について

施工能力評価型総合評価方式の落札候補者となったので、技術資料に記載された事項について確認されたく、下記のとおり、総合評価確認資料を提出します。
なお、総合評価確認資料の内容については、事実に相違ないことを誓約します。

記

1　公告年月日
2　工　事　名
3　工事箇所
4　総合評価確認資料提出責任者・連絡者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿　―　　―＿＿＿＿＿　　FAX番号＿＿＿　―　　―＿＿＿＿＿
e-mail ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
5　総合評価確認資料（技術資料の記載された事項を確認するための資料）

技術資料の区分	評価細目	総合評価確認資料の名称
第５号様式（企業の施工能力）に関する確認資料	①同種工事の施工実績	
	④ISO認証	
第６号様式（配置予定技術者の施工能力）に関する確認資料	⑤主任（監理）技術者資格	
	⑥配置予定技術者の施工経験	
	⑦配置予定技術者の工事成績	
	⑧若手技術者・女性技術者の配置	
第７号様式（企業の地域精通度・地域貢献度・社会性）に関する確認資料	⑨市内施工実績	
	⑩緊急時の施工体制	
	⑪災害協定及び災害活動実績	
	⑫安全衛生及び社会福祉等	

注意事項

第11号様式（第17条第１項）

第11号様式（第17条第１項）

施工能力評価型総合評価方式参加資格確認書

		資格要件
契約担当部長名		（1） （2） （3） （4） （5）
工事箇所		
工事名		
設計金額	円	
工種		
工期	年　月　日まで	
公告日	年　月　日	

商号又は名称（本店又は営業所所在地市町村名）	経営事項審査総合評定値	同種工事の実績の状況	技術者専任配置の状況	契約担当部長評価	工事施工担当部長評価	否とする場合の意見
（　　）						

第12号様式（第17条第４項）

第12号様式（第17条第４項）

第　　号
年　　月　　日

（商号又は名称）　　様

香取市長　　㊞

施工能力評価型総合評価方式参加資格確認結果通知書

このことについて、　　工事の入札参加資格確認の結果を下記のとおり通知します。

記

<table>
<tr><td>入札公告日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工事名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工事箇所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">入札資格の有無</td><td colspan="2">無</td></tr>
<tr><td>入札参加資格がないと認めた理由</td><td></td></tr>
</table>

なお、入札参加資格がないと通知された方は、当職に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、　　年　　月　　日までに　　へその旨を記載した書類を持参により提出してください。